

5 看護師等学校養成所の平成19年4月施設見込数及び定員見込数

区 分	平成18年4月現在			増(新設・定員増)			減(廃止・定員減)			平成19年4月見込				
	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員	学校数 (募集再開)	1学年定員	総定員	学校数 (募集中止)	1学年定員	総定員	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員		
保健師	大 学	144 ( 144)	11,069	11,069	13	1,145	4,580				157 ( 157)	12,214	15,649	
	短期大学専攻科	14 ( 14)	420	420	1	40	40	1	30	30	14 ( 14)	430	430	
	養 成 所	25 ( 25)	940	940	3	160	520	5	125	125	23 ( 23)	975	1,335	
	合 計	183 ( 183)	12,429	12,429	17 ( 0)	1,345	5,140	6 ( 0)	155	155	194 ( 194)	13,619	17,414	
助産師	大 学 院	3 ( 3)	70	140	2	22	44				5 ( 5)	92	184	
	大学専攻科	2 ( 2)	25	25	1	15	15				3 ( 3)	40	40	
	大 学	90 ( 90)	7,169	7,169	6	490	1,960				96 ( 96)	7,659	9,129	
	大学別科	-	-	-	1	20	20				1 ( 1)	20	20	
	短期大学専攻科	19 ( 19)	325	325	1	15	15	5	90	90	15 ( 15)	250	250	
	養 成 所	33 ( 32)	735	735		10	10	1	30	30	32 ( 31)	715	715	
	合 計	147 ( 146)	8,324	8,394	11 ( 0)	572	2,064	6 ( 0)	120	120	152 ( 151)	8,776	10,338	
看護師	3年課程	大 学	146 ( 145)	11,169	44,676	13	1,145	4,580	1			158 ( 158)	12,314	49,256
		短 期 大 学	45 ( 24)	1,850	5,550	4	320	960	15			34 ( 28)	2,170	6,510
		養 成 所	510 ( 472)	23,250	70,170	12	685	2,255	15 ( 1)	80	240	507 ( 483)	23,855	72,185
		小 計	701 ( 641)	36,269	120,396	29 ( 0)	2,150	7,795	31 ( 1)	80	240	699 ( 669)	38,339	127,951
	2年課程	短 期 大 学	5 ( 4)	590	1,180				1			4 ( 4)	590	1,180
		通信制(再掲)	1 ( 1)	350	700							1 ( 1)	350	700
		高等学校専攻科	44 ( 13)	570	1,140				31			13 ( 13)	570	1,140
		養 成 所	260 ( 222)	13,087	32,126	3	190	380	24 ( 6)	275	550	239 ( 219)	13,002	31,956
	通信制(再掲)	18 ( 18)	4,210	8,580	1	100	100				19 ( 19)	4,310	8,680	
	小 計	309 ( 239)	14,247	34,446	3 ( 0)	190	380	56 ( 6)	275	550	256 ( 236)	14,162	34,276	
高等学校及び専攻科一貫教育	67 ( 67)	3,515	17,575	1	40	200	( 1)	40	200	68 ( 67)	3,515	17,575		
合 計	1,077 ( 947)	54,031	172,417	33 ( 0)	2,380	8,375	87 ( 8)	395	990	1,023 ( 972)	56,016	179,802		
准看護師	高等学校衛生看護科	23 ( 21)	1,035	3,185	1	80	240	2	5	20	22 ( 22)	1,110	3,405	
	養 成 所	262 ( 255)	12,552	25,104		10	20	4 ( 4)	227	454	258 ( 251)	12,335	24,670	
	合 計	285 ( 276)	13,587	28,289	1 ( 0)	90	260	6 ( 4)	232	474	280 ( 273)	13,445	28,075	
総 計	1,692 (1,552)	88,371	221,529	62 ( 0)	4,387	15,839	105 ( 12)	902	1,739	1,649 (1,590)	91,856	235,629		

注1 国立看護大学校は、大学に計上。

注2 調査時点での把握数であり、今後変更があり得る。

## 6. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

### 【平成18年度】

- 日 程 「看護の日」：平成18年5月12日（木）  
「看護週間」：平成18年5月7日（日）～13日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、  
社団法人日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神  
科病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議  
会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団  
法人日本訪問看護振興財団 他
- 中央行事 「看護フォーラム」の開催
- 開催日 平成18年5月14日（日）
- 会 場 岡山シンフォニーホール（岡山市）
- テーマ 看護の心をみんなの心に
- 全国行事 「ふれあい看護体験」、「出前授業」の実施
- ・「ふれあい看護体験」は看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に全国で約2,500施設が実施し、約42,000人が体験。
  - ・看護職が学校に出かけ教室で子供達に直接語りかける「出前授業」は5県25箇所で開催された。

### 【平成19年度（案）】

- 日 程 「看護の日」：平成19年5月12日（土）  
「看護週間」：平成19年5月6日（日）～12日（土）
- 主 催 厚生労働省、社団法人日本看護協会、
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人  
日本薬剤師会及び社会福祉法人社会福祉協議会
- 中央行事 「看護フォーラム」の開催
- 開催日 平成19年5月12日（土）
- 会 場 和歌山県民文化会館（和歌山市）
- 内 容 記念講演、パネルディスカッション等
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

## 7. 平成19年度教員養成講習会開催予定

(平成19年2月15日現在)

都道府県	開催期間	定員
北海道	平成19年5月～平成20年1月	50
宮城県	平成19年5月～平成19年12月	30
群馬県	平成19年4月～平成20年2月	30
東京都	平成19年4月～平成20年3月	45
神奈川県	平成19年4月～平成20年3月	40
岐阜県	平成19年5月～平成20年1月	35
静岡県	平成19年6月～平成20年2月	30
愛知県	平成19年4月～平成20年3月	35
三重県	平成19年6月～平成20年2月	30
京都府	未定	45
大阪府	平成19年4月～平成19年12月	70
福岡県	平成19年5月～平成19年12月	45
大分県	平成19年5月～平成19年12月	30
合計		515人

8. 平成19年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程			幹部看護教員養成課程
	看護師養成所 教員専攻	保健師養成所 教員専攻	助産師養成所 教員専攻	
研修期間	平成19年4月10日(火)から平成20年3月12日(水)までの1年間			
入学に必要資格等	<p>看護師養成所や准看護師養成所の看護教員・実習指導者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p style="text-align: center;">〔平成19年度は休講〕</p>	<p>助産師養成所の看護教員・実習指導者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者</p> <p>1 助産師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の教務主任、指導責任者の職に就くことを希望する者又は現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修等を修了した者 (注2) 3 専任教員の経験が3年以上ある者</p>

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む)及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野。
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会。(旧厚生省が委託実施したものを含む。)

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者。
- イ 国立保健医療科学院の平成14年度及び平成15年度の専攻課程(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者を含む)及び平成16年度の専門課程地域保健福祉分野。
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会修了者。(旧厚生省が委託実施したものを含む。)
- エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上)を履修した者。

